そだてよう　すこやかな心とからだ　　あなたの“すこやか”を応援します！

すこやかだより

2024年9月10日発行

2024年度 感染対策②号

「ウィズ・コロナ」みんなで支えあおう

編集・発行　西之表市健康保険課健康増進係　　保健センターすこやか

電話　0997－24－3233　（平日のみ）

インフルエンザ及び新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチン接種は全額公費負担の特例臨時接種が令和５年度で終了し、令和６年度以降は、インフルエンザ予防接種と同様に定期接種（B 類）になりました。

なお、定期接種の対象者以外の方は、任意接種を受けていただくこととなります。

① 定期接種（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）

対　　象　　者	満６５歳以上の方及び特例対象者（身体障害１級相当）
接種費用の助成	公費助成あり
接　種　の　方　式	年１回（秋冬に実施）、医療機関にて個別に接種
接　種　の　目　的	個人の発病及び重症化の予防

② 任意接種（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）

対　　象　　者	任意接種を希望する方（満６か月以上で上記①の対象者以外の方）
接種費用の助成	原則、全額自己負担となります。 （西之表市はインフルエンザのみ公費助成あり）
接　種　の　方　式	個人の判断の上、医療機関で個別に接種

また、多くの方々に予防接種を受けていただくため、令和６年度は接種費用の助成額や助成対象者を拡充しております。

インフルエンザ　満６か月以上の市民全員（定期接種及び任意接種）に対して、接種費用のうち３，０００円を公費で負担（助成）します。

新型コロナウイルス　定期接種の接種費用のうち１３，３００円を公費で負担（助成）します。※任意接種は助成対象外です。

インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンは、発症及び発症後の重症化に対して予防効果があるとされております。ワクチンの効果や副反応についてご理解いただき、ご自身の健康にお役立てください。

インフルエンザ
予防接種の費用を助成します！

助成（接種）期間

令和６年１０月１日（火）から
令和７年１月３１日（金）まで

対象者

西之表市に住民登録がある方

① 満６５歳以上の方

（及び６０歳以上６５歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方で身体障害１級相当である方。※個別に通知します。）

② 満６か月以上で①以外の方

※ ①の方は 定期接種、②の方は任意接種です。

助成額と自己負担額

１回あたり３，０００円

接種費用との差額が自己負担額です。

※ 接種費用は医療機関によって異なりますので、医療機関にお問合せください。
※ 生活保護世帯の方は、福祉事務所発行の受給証明書を医療機関へ持参することで、全額助成されます（定期接種の対象者及び任意接種の対象者）。

助成の回数

接種期間内の回数

１２歳以下の方：２回まで助成
１３歳以上の方：１回のみ助成

指定医療機関（実施機関）

種子島医療センター、百合砂診療所
種子島産婦人科医院、せいざん病院
（せいざん病院はかかりつけの方と住吉校区の方で１８歳以上のみ）

※ 医療機関によっては予約が必要な場合がありますので、事前に各医療機関へご確認ください。

新型コロナウイルス感染症
予防接種の費用を助成します！

助成（接種）期間

令和６年１０月１日（火）から
令和７年３月３１日（月）まで

対象者

西之表市に住民登録がある方

満６５歳以上の方　定期接種の対象者

（及び６０歳以上６５歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸機能またはヒト免疫不全ウイルスによる　免疫機能に障害を有する方で身体障害１級相当である方。※個別に通知します。）

助成額と自己負担額

１回あたり１３，３００円

【内訳】国の助成 8,300 円 ＋ 市の助成 5,000 円

接種費用との差額が自己負担額です。

※　接種費用は医療機関によって異なりますので、医療機関にお問合せください。
※　生活保護世帯の方は、福祉事務所発行の受給証明書を医療機関へ持参することで、全額助成されます（定期接種の対象者のみ）。

助成の回数

接種期間内の回数

助成対象者の方：１回のみ助成

指定医療機関（実施機関）

種子島医療センター、百合砂診療所
種子島産婦人科医院、せいざん病院

（せいざん病院はかかりつけの方と住吉校区の方で１８歳以上のみ）

※　医療機関によっては予約が必要な場合がありますので、事前に各医療機関へご確認ください。

予防接種に関する留意事項

1．　被接種者等の責務

予防接種は、本人が接種を希望する場合のみ実施します。

本人の意思確認ができない場合は、原則として接種を行うことはできません。

2．　ワクチンの同時接種について

インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合のみ可能です。

また、他のワクチンとの接種間隔に定めはありません。

3．　予診票について

定期接種対象者	予診票を個別に送付いたします。 ※９月下旬から１０月上旬に発送予定です。
任意接種対象者	医療機関に備付けの予診票をご利用ください。 ※インフルエンザ予防接種につきましては、学校、幼稚園、保育園から案内チラシをお渡しします。

※各対象者については、２ページ及び３ページをご確認ください。

4．　指定医療機関以外で予防接種を受ける方（償還払いについて）

里帰り出産や県外での長期入院など、やむを得ない理由により、指定医療機関（実施機関）以外で予防接種を受ける方で、接種費用の助成を希望する方は、事前の届出が必要となる場合がありますので、接種の前に、保健センターすこやかまでお問合せください。

届出後に接種をしていただき、償還払いの申請書類を提出していただくこととなります。

なお、助成額、市内の指定医療機関（実施機関）については、２ページ及び３ページをご確認ください。

申　請　先	保健センターすこやか
償還払いの申請期間	インフルエンザ：令和７年２月１４日（金）まで
	新型コロナウイルス：令和７年３月３１日（月）まで
必要なもの	予防接種領収書（原本又は写し）、接種証明書（原本又は写し） 印鑑（認印可）、振込先口座が分かるもの（通帳の写し）注１ 母子健康手帳など接種記録が確認できるもの注２

注１：接種者が１８歳未満の場合は、保護者名義のものに限ります。

注２：予防接種済証または接種済みの記載がある予診票で代用可能です。